

令和5年第7回氷川町議会定例会会議録（第1号）

令和5年12月7日
午前10時00分開議
於 議場

1. 議事日程（1日目）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 承認第 5号 専決処分の報告及び承認について
- 日程第 5 議案第45号 氷川町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第46号 氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第47号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第48号 氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第49号 氷川町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第50号 氷川町フルタイム会計年度職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第51号 氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第52号 氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第53号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第54号 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第55号 氷川町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する例について
- 日程第16 議案第56号 氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第17 議案第57号 令和5年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第18 議案第58号 令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第59号 令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第60号 令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計余生予算（第1号）について
- 日程第21 議案第61号 令和5年度氷川町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第22 議案第62号 指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第63号 指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第64号 指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第65号 指定管理者の指定について
- 日程第26 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

2. 出席議員は次のとおりである（12名）。

1番	飯田健二	2番	西尾正剛
3番	木下厚	4番	吉川義雄
5番	長尾憲二郎	6番	松田達之
7番	上田俊孝	8番	三浦賢治
9番	上田健一	10番	片山裕治
11番	清田一敏	12番	米村洋

3. 欠席議員はなし

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 山本昭義 書記 川野瑠美

5. 説明のため出席した者の職氏名

町長 藤本一臣 副町長 平逸郎
 教育長 西村裕 総務課長 増永光幸
 企画財政課長 西村憲志 税務課長 平山早苗
 町民課長 坂本哲也 福祉課長 岩本博美
 農業振興課長 増住豪二 農地課長 坂梨俊弘

建設下水道課長	白丸浩二	地域振興課長	村上孝治
会計管理者	星田達也	学校教育課長	西田美子
生涯学習課長	荒平健二	代表監査委員	島田博行

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（米村 洋君） ただいまから令和5年第7回氷川町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番、上田俊孝君、8番、三浦賢治君を指名します。

-----○-----

日程第 2 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月15日までの9日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの9日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 3 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

各委員会の正副委員長が選任されましたので報告します。

総務文教常任委員会委員長、長尾憲二郎君、副委員長、木下厚君。産業建設厚生常任委員会委員長、上田俊孝君、副委員長、飯田健二君。議会運営委員会委員長、松田達之君、副委員長、片山裕治君。議会広報調査特別委員会委員長、吉川義雄君、副委員長、長尾憲二郎君、以上です。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等の報告書が提出されていますので報告します。

次に、今回受理した陳情1件は資料タブレットに格納します。

次に、例月現金出納検査及び定期監査が実施され、その報告書が提出されていますので報告します。

次に、令和5年10月24日、25日、監査委員全国研修会が渋谷公会堂で開催され、上田健一議員が出席しましたので報告します。

次に、令和5年10月26日に長崎県川棚町議会で、27日に佐賀県吉野ヶ里町議会で、議会広報特別委員会委員4名が先進地研修を行いましたので報告します。

次に、令和5年11月10日に、熊本県町村議会議長会議会広報研修会が自治会館で開催され、議会広報調査特別委員会委員4名が出席しましたので報告します。

次に、令和5年11月6日から14日まで、熊本県人ペルー移住120周年記念式典に片山裕治前議長が出席しましたので報告します。

次に、令和5年11月21日、青森県三沢市議会広報広聴委員会の視察研修を受けましたので報告します。

次に、令和5年第1回八代生活環境事務組合議会定例会及び八代広域行政事務組合議会令和5年10月定例会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

次に、令和5年第3回氷川町及八代市中学校組合議会定例会が開催され、会議の結果が提出されていますので報告します。

なお、これらの報告書及び会議録は議会事務局に保管してありますので、御自由に閲覧願います。これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

日程第 4	承認第 5号	専決処分の報告及び承認について
日程第 5	議案第45号	氷川町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第46号	氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第47号	氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第48号	氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第49号	氷川町一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第10	議案第50号	氷川町フルタイム会計年度職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11	議案第51号	氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第52号	氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

- | | | |
|---------|-----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 3 | 議案第 5 3 号 | 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 4 号 | 氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 5 号 | 氷川町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する例について |
| 日程第 1 6 | 議案第 5 6 号 | 氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 7 | 議案第 5 7 号 | 令和 5 年度氷川町一般会計補正予算（第 7 号）について |
| 日程第 1 8 | 議案第 5 8 号 | 令和 5 年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 1 9 | 議案第 5 9 号 | 令和 5 年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 2 0 | 議案第 6 0 号 | 令和 5 年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について |
| 日程第 2 1 | 議案第 6 1 号 | 令和 5 年度氷川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について |
| 日程第 2 2 | 議案第 6 2 号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 2 3 | 議案第 6 3 号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 2 4 | 議案第 6 4 号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 2 5 | 議案第 6 5 号 | 指定管理者の指定について |
| 日程第 2 6 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |

○議長（米村 洋君） 日程第 4、承認第 5 号、専決処分の報告及び承認についてから日程第 2 6、諮問第 2 号、人権擁護委員候補の推薦についてまでを一括議題とします。

町長の挨拶と提案理由の説明を求めます。町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。二十四節気の一つ、大雪を迎え、日に日に寒さが増しておりますけれども、議員各位には日々、それぞれのお立場で御活躍のことと御喜び申し上げます。

本日は、令和 5 年第 7 回氷川町議会定例会を招集しましたところ、皆さま方には公私ともにお忙しい中にお繰り合わせ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より町政の運営、推進にあたりまして格段の御理解と御協力を賜り、おかげをもちまして、各種事務事業もおおむね順調に進捗しており、心より感謝と御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、未だ収束に至っておりません。併せ

まして、季節性インフルエンザも夏場から流行しておりまして、それぞれの感染症の予防に注意していかなければならないと改めて感じているところであります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止しておりました町のさまざまな行事やイベントを、感染予防を徹底しつつ再開しております。梨マラソン大会及び道の駅ウォーキング大会、文化祭、福祉大会を実施したところであります。また、道の駅ウォーキング大会と同日に、氷川町商工会青年部主催によるひかわボタニカルマーケットが開催され、大盛況であったという報告を受けております。

去る11月6日から14日まで、熊本県人ペルー移住120周年記念式典出席のため、片山議員と職員とともに、ペルー共和国の首都リマ市を訪問いたしました。現地では、木村熊本県副知事及び湧上熊本県議会議長御一行と合流し、行動を共にしました。滞在中、日比協会会長及び熊本県人会役員、在ペルー日本大使館などを表敬訪問し、懇談いたしました。記念式典では、今回の訪問のもう一つの目的でありました故平岡・カルロス・千代照様への名誉町民並びに町民栄誉賞の称号の授与を無事に行うことができました。また、御子息の平岡ルイス様御夫妻がその名誉に感激され、心温まる謝辞を述べられました。今回も有意義な訪問ができたものと感じております。

ふるさと納税につきましては、順調に伸びを示しております。11月末現在で、6万822件、計6億5,954万円の寄附をいただいております。昨年の同時期を上回る実績であります。また、企業版ふるさと納税につきましても、7件、計500万円をいただいております。氷川町民皆さん方のために活用していきたいと思っております。

さて、本定例会に提案しておりますのは、承認1件、条例の一部改正並びにその他の16件、令和5年度一般会計及び特別会計補正予算5件、諮問1件であります。

承認第5号は、専決処分した令和5年度一般会計補正予算（第6号）について、報告をし、承認を求めるものでございます。

議案第45号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行により、氷川町監査委員に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第46号から議案第51号は、人事院勧告に伴い、一般職の職員及び特別職、会計年度任用職員の給与及び報酬等について、関係するそれぞれの条例の一部を改正するものであります。

議案第52号は、コンビニエンスストア等において、印鑑登録証明書を交付するため、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第53号は、町指定ごみ袋の価格改定及び資源物等の処理の直営実施に当たり、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第54号は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康

保険法等の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第55号は、下水道事業受益者分担金に関わる合併後の経過措置を改正するため、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第56号は、地方自治法の一部改正に伴い、氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第57号は、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第7号）でありまして、歳入歳出それぞれ1億3,800万2,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ91億8,452万9,000円とするものでございます。歳入の主な項目は国県支出金、寄附金、繰越金、歳出の主な事業内容は子ども医療費、障害福祉サービス費、保育施設給付費、橋りょう改修等の費用であります。

議案第58号は、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ1,521万4,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ19億1,315万3,000円とするものであります。歳入の主な項目は県支出金で、歳出の主な事業内容は高額療養費であります。

議案第59号は、令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ246万9,000円を追加し、歳入歳出総額それぞれ17億4,950万9,000円とするものであります。歳入の主なものは国庫支出金、繰入金、歳出の主な内容は制度改正に伴うシステム改修費であります。

議案第60号は、令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ2億1,428万8,000円とするものであります。歳入の主なものは繰入金、歳出の主な内容は会計年度任用職員の人件費であります。

議案第61号は、令和5年度氷川町下水道事業会計補正予算（第2号）でありまして、歳入歳出それぞれ463万6,000円を追加するもので、歳入の主なものは繰入金、歳出の主な内容は償還金及び還付金であります。

議案第62号から議案第65号は、公共施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。

諮問第2号は、人権擁護委員候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては、担当課長に説明をさせますので、よろしく御審議をいただき、円満なる御決定と御承認をいただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） これから承認第5号から順次、詳細説明を求めます。企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 承認第5号、専決処分の報告及び承認について説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年10月27日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものです。

開けていただきまして、1ページを御覧ください。

専決第5号、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第6号）です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,130万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4652万7,000円とするものです。7ページの歳出を御覧ください。

10款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、10節、需用費から13節、使用料及び賃借料までの合計130万円は、熊本県人ペルー移住120周年記念式典への出席のためのペルー渡航に伴う経費として、現地で町と県が主催する答礼昼食会の食糧費を10万円増額し、現地での通訳料として、役務費60万円、現地での移動に使用する車両等の借上料として、使用料及び賃借料60万円をそれぞれ計上したものです。

15目、企画費、12節、委託料3億1,000万円は、ふるさと納税の寄附金額の伸びにより、寄附目標額を4億円増額して9億円としたことに伴うふるさと納税事業支援業務委託料の増額分です。

85目、ふるさと氷川応援基金費、24節、積立金の4億円は、寄附額の増加見込額を積み立てるものです。

続きまして、歳入を説明いたします。

6ページを御覧ください。

80款、5項、寄附金、5目、5節、一般寄附金4億円は、ふるさと納税の寄附金額の9月までの実績から、今年度の寄附見込み総額を9億円に増額したものです。

85款、繰入金、10項、基金繰入金、30目、5節、ふるさと氷川応援基金繰入金3億1,000万円は、ふるさと納税事業支援業務の財源とするため、繰り入れるものです。

以上が専決第5号、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第6号）の内容です。

緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから専決処分したものです。

これで、承認第5号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 議案第45号から議案第51号まで続けて説明させていただきます。

初めに議案第45号、氷川町監査委員に関する条例の一部を改正する条例につい

て御説明いたします。

氷川町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律の施行等の理由により改正を行う必要があり、あわせて所要の改正を行うものです。

主な改正内容を新旧対照表で御説明いたします。

2ページを御覧ください。

第2条中の定期監査の実施月を、10月に行うを毎年5月から翌年2月までに毎会計年度1回以上期日を定めて行うに改め、第7条中の出納検査の実施日を毎月10日から毎月20日に改め、第8条中の決算審査の提出期間を30日以内から50日以内に、それぞれ実態に応じて改め、第8条の2で、地方公営企業法による監査の実施について規定する条文を追加するものです。

また、第9条の条文中、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い引用条文に条ずれが生ずるため、引用箇所を改正するものです。

これで議案第45号の説明を終わります。

次に、議案第46号、氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、氷川町一般職の職員について、国家公務員に準拠した取扱いとするため、条例の関係規定を整備する必要があるためです。

令和5年人事院勧告の概要は、民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層に重点を置き、全体の給料表月額を引上げ、一時金、いわゆるボーナスの支給月数を、年間4.4月分を4.5月分に0.1月分引き上げる勧告となっています。

主な改正内容を新旧対照表で御説明いたします。

7ページをお開きください。

まず、第1条関係です。第14条第2項中の期末手当の支給率100分の120を100分の125に改め、同条第3項中、定年前再任用短時間勤務職員については、100分の67.5を100分の70に改めるものです。

また、第15条第2項第1号中の勤勉手当の支給率100分の100を100分の105に改め、同条同項第2号中、定年前再任用短時間職員については、100分の47.5を100分の50に改めるもので、令和5年12月1日から適用するものです。

次に、8ページから14ページまでの別表第1、行政職給料表中の給料月額を全

て改定し、令和5年4月1日から適用するものです。

15ページをお開きください。

第2条関係です。表右側、改正後案の1番下、第8条の4に在宅勤務手当を新設し、1か月当たり平均10日を超えて在宅勤務を命じられた職員に対し、月額3,000円を支給するものです。

次の16ページを御覧ください。

第14条第2項中の期末手当では、支給率100分の125を100分の122.5に改め、第15条第2項第1号中の勤勉手当の支給率100分の105を100分の102.5に改め、同条同項第2号中、定年前再任用短時間勤務職員については、100分の50を100分の48.75に改めるもので、令和6年4月1日から施行するものです。

これで、議案第46号の説明を終わります。

次に、議案第47号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。

氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

提案理由は、令和5年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴う議会議員の期末手当の支給率改定並びに氷川町特別職報酬等審議会の答申に基づく議会議員の報酬の改定をするため、条例の関係規定を整備する必要があるためです。

改正内容を新旧対照表で説明いたします。

2ページを御覧ください。

第1条関係です。第6条第2項中、期末手当の支給率100分の152.5を100分の162.5に改め、令和5年12月1日から適用するものです。

また、下段の第2条関係で、第6条第2項中、期末手当の支給率100分の162.5を100分の157.5に改めるとともに、別表第1中、議員報酬額の議長、30万8,000円を31万3,600円に、副議長、25万4,000円を25万8,700円に、各委員会委員長、23万6,000円を24万300円に、議員、23万1,000円を23万5,200円に改めるもので、令和6年4月1日から施行するものです。

これで、議案第47号の説明を終わります。

次に、議案第48号、氷川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

氷川町等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由は、令和5年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する条例の改正に伴う町長等の期末手当の支給率改定並びに氷川町特別職報酬等審議会の答申に基づく町長等の給料の改正をするため、条例の関係規定を整備する必要があるためです。改正内容を新旧対照表で説明いたします。

2ページを御覧ください。

まず、第1条関係です。第4条中の期末手当の支給率100分の152.5を100分の162.5に改め、令和5年12月1日から適用するものです。

次に、下段の第2条関係です。

第4条中、期末手当の支給率100分の162.5を100分の157.5に改めるとともに、別表第1中、給料月額町長、74万5,000円を78万4,000円に、副町長、57万4,000円を59万8,000円に、教育長、53万3,000円を54万4,000円に改めるもので、令和6年4月1日から施行するものです。

これで、議案第48号の説明を終わります。

次に、議案第49号、氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。

氷川町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由は、令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、氷川町一般職の任期付職員について国家公務員に準じた取扱いとするため、条例の関係規定を整備する必要があるためです。

主な改正内容を新旧対照表で説明いたします。

2ページをお開きください。

まず、第1条関係です。第10条第2項中、期末手当の支給率100分の165を100分の175に改め、令和5年12月1日から適用するものです。

3ページを御覧ください。

第2条関係です。同じく、第10条第2項中、期末手当の支給率100分の175を100分の170に改め、令和6年4月1日から施行するものです。これで、議案第49号の説明を終わります。

次に、議案第50号、氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明します。

氷川町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由は、氷川町一般職の給与に関する条例を改正することに伴い、同条例の

規定が準用される会計年度任用職員においても関係規定を整備する必要があるためです。

主な改正内容を新旧対照表で説明いたします。

2ページを御覧ください。

まず、第1条関係です。第11条第1項中、期末手当の支給率100分の120を100分の125に改め、令和5年12月1日から適用するものです。

続きまして、下段第2条関係です。同じく、第1条第1項中、期末手当の支給率100分の125を100分の122.5に改め、令和6年4月1日から施行するものです。これで議案第50号の説明を終わります。

続きまして、議案第51号、氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

氷川町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

提案理由は、氷川町一般職の給与に関する条例を改正することに伴い、同条例の規定が準用される会計年度任用職員においても、関係規定を整備する必要があるためです。

主な改正内容を新旧対照表で説明いたします。

2ページを御覧ください。

まず、第1条関係です。第7条第1項中、期末手当の支給率100分の120を100分の125に改め、令和5年12月1日から適用するものです。

3ページを御覧ください。

第2条関係です。同じく、第7条第1項中、期末手当の支給率100分の125を100分の122.5に改め、令和6年4月1日から施行するものです。

これで議案第51号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 議案第52号から議案第54号までを続けて御説明させていただきます。

まず、議案第52号、氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、コンビニエンスストアなどに設置されています多機能端末機により印鑑登録証明書を交付するにあたり、移動端末設備に記録された利用者証

明用電子証明書を利用した交付申請を可能とするため、条例の関係規定を整備する必要があるためでございます。

2 ページの新旧対照表を御覧ください。

改正文の下から6行目以降になりますが、この改正は、現行のマイナンバーカードを使用したコンビニエンスストア等での交付に加えまして、マイナンバーカードの個人認証機能を持たせることができるスマートフォンを使用して、コンビニエンスストア等に設置してある多機能端末機で交付申請をし、交付を受けることができるようにすることを規定するものです。

この条例は公布の日から施行いたします。これで、議案第52号、氷川町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

続きまして、議案第53号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、町指定ごみ袋の価格改定及び資源物等の処理の町直営実施にあたり、手数料に関して所要の改正を行う必要があるためでございます。

2 ページの新旧対照表を御覧ください。

この改正は、令和6年4月1日から可燃ごみの処理を八代市に委託することに伴い、収集運搬経費が増加することから、一般廃棄物の収集手数料である指定ごみ袋の価格を、大中小、それぞれ1袋当たり10円増額するものです。

また、クリーンセンターにおいて、町直営で資源物や不燃物の受入れ及び処理を行うことから、持込み量10キロに対して100円の手数料を徴収する規定を追加するものです。

この条例は令和6年4月1日からの施行といたします。これで、議案第53号氷川町手数料条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

続きまして、議案第54号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としまして、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるためでございます。

3 ページからの新旧対照表を御覧ください。

この改正は、国民健康保険被保険者のうち、出産される方の保険税を免除するもので、対象となる保険税の項目は、医療保険分、後期高齢者支援分、介護保険分の

それぞれの所得割、均等割分となります。単体出産の場合、出産予定日の月を含む前1月と後2月の計4月分が免除され、多胎出産の場合、出産予定日の月を含む前3月と後2月の計6月分が免除されます。

第22条第3項の第1号から4ページの第6号までは、保険税の項目ごとに免除される保険税額の算出方法を規定しているものです。

第23条の3第1項から5ページの第4項までにつきましては、届出事項を規定しているものです。

この条例は令和6年1月1日からの施行といたします。

これで、議案第54号、氷川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 議案第55号並びに議案第56号につきましては続けて御説明いたします。

議案第55号、氷川町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

氷川町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、下水道事業受益者分担金に係る合併後の経過措置を改正する必要があるため、条例の関係規定を整備するものでございます。

2ページの新旧対照表を御覧ください。

附則第2項の見出しから第5項まで削除し、別表第1を受益者分担金の額に改めております。

この条例は令和6年4月1日からの施行といたします。

これで、議案第55号、氷川町下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

次に、議案第56号、氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案第56号、氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

2ページの新旧対照表を御覧ください。

下線部の第243条の2の2第8項を第243条の2の8第8項に改正しており

ます。

この条例は令和6年4月1日からの施行といたします。

これで、議案第56条、氷川町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 議案第57号、令和5年度氷川町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

令和5年度氷川町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

1 ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,800万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億8,452万9,000円とするものです。

5 ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為の補正です。追加で、広報ひかわ印刷製本費、期間を令和6年度まで、限度額を376万5,000円とし、一般廃棄物収集運搬及びストックヤード運営委託業務、期間を令和8年度まで、限度額を2億2,831万1,000円とするものです。

6 ページを御覧ください。

第3表、地方債補正です。土木債の限度額を2億780万円に変更するものです。次に歳出の主なものについて説明いたします。

13 ページを御覧ください。

30目、情報推進費、11節、役務費217万3,000円と12節、委託料43万8,000円の減額は、今年度予定しているキャッシュレス決済用端末の導入が来年3月であり、運用開始が4月からであることから、今年度分の決済手数料と端末の保守委託料が不要となるため、減額するものです。

14 ページを御覧ください。

15項、5目、戸籍住民基本台帳費、12節、委託料は、マイナンバーカードへの氏名のふりがなやローマ字表記などの機能整備に伴い、住民基本台帳システム改修委託料587万4,000円と戸籍附票システム改修委託料434万5,000円を計上するものです。

16 ページを御覧ください。

15目、障害者福祉費、19節、扶助費5,077万円は、自立支援医療、更生医療費給付事業など、それぞれのサービス利用者が増加したため、増額するものです。

18 ページを御覧ください。

10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、17節、備品購入費102万6,000円は、来年4月開所予定の子ども家庭センターに設置するファイルキャビネットや複合機を購入するものです。

19節、扶助費742万4,000円は、子ども医療費の利用者増などにより増額するものです。

19ページを御覧ください。

15目、保育所費、18節、負担金補助及び交付金1,574万7,000円は、公定価格の改定や公立保育所からの転園による入所児童の増加に伴い、保育施設給付費補助金を増額するものです。

20ページを御覧ください。

20款、衛生費、5項、保健衛生総務費、40目、後期高齢者医療事業費、18節、負担金補助及び交付金1,165万2,000円は、後期高齢者広域連合の精算により、令和4年度の負担金が確定したため計上するものです。

10項、清掃費、5目、塵芥処理費、10節、需用費、消耗品費261万9,000円は、来年4月開始予定の廃食油回収に伴い、各世帯へ配布する漏斗や各地区の回収コンテナを購入するもので、指定ごみ袋購入費の533万8,000円は、来年4月に予定しているごみ袋の価格改定に伴い、利用者の購入が予想されるため、追加購入するものです。

21ページを御覧ください。

25款、農林水産業費、5項、農業費、10目、農業振興費、18節、負担金補助及び交付金のい草畳表生産体制強化支援対策事業補助金41万3,000円は、高品質な畳表を製造するため、織機の機能強化を支援するもので、県2分の1の補助を財源とするものです。

22ページを御覧ください。

35款、土木費、10項、道路橋りょう費、5目、道路橋りょう総務費と20目、橋りょう新設改良費につきましては、今年度の道路メンテナンス事業費補助金を活用するため、氷川町長寿命化橋りょう点検業務委託料などの執行残を減額し、新たに、町道中網道東網道2号線板橋外2橋、橋りょう改修設計業務委託1,333万4,000円を追加するものです。

15目、道路新設改良費、14節、工事請負費350万円は、寄附採納に伴う道路区域変更により、町道今田中2号線道路舗装工事を実施するものです。

23ページを御覧ください。

45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費、10節、需用費、修繕料192万7,000円は、小学校3校の遊具施設の安全点検結果による指摘事項を改善するため計上するものです。

10目、教育振興費、10節、需用費1,493万6,000円は、小学校の教科書改訂に伴う教師用教科書指導書等の購入費用です。

24ページを御覧ください。

15目、学校事務センター費、17節、備品購入費39万6,000円と、15項、中学校費、5目、学校管理費、17節、備品購入費28万8,000円は、コロナウイルス感染症対策として空気清浄機などを購入するものです。

25ページを御覧ください。

20項、社会教育費、5目、社会教育総務費、18節、負担金補助及び交付金9万5,000円は、町指定文化財である法道寺薬師堂のクスノキの剪定に係る町費補助金で、事業費の4分の1を補助するものです。

続きまして、歳入の主なものを説明いたします。

9ページを御覧ください。

65款、国庫支出金、5項、国庫負担金、5目、民生費国庫補助金、5節、児童福祉費負担金の1,051万6,000円は、保育施設給付費補助金の財源とするもので、10節、障害者支援給付費負担金2,538万5,000円は自立支援医療更生医療費給付事業などの財源とするものです。

10項、国庫補助金、5目、総務費国庫補助金、5節、総務費補助金892万1,000円は、住民基本台帳システム、戸籍附票システム改修業務などの財源とするものです。

10ページを御覧ください。

70款、県支出金、5項、県負担金、5目、民生費県負担金、5節、児童福祉費負担金510万2,000円は、保育施設給付費補助金などの財源とするもので、10節、障害者支援費給付費負担金1,269万2,000円は、自立支援医療更生医療費給付事業などの財源とするものです。

11ページを御覧ください。

10項、県補助金、15目、衛生費県補助金、5節、保健衛生費補助金122万2,000円は子ども医療費の財源とするものです。

20目、農林水産業費県補助金、5節、農業費補助金の41万3,000円は、い草畳表生産体制強化支援対策事業補助金の財源とするものです。

12ページを御覧ください。

99款、5項、町債、20目、土木債、17節、地方道路等整備事業債310万円は道路改良事業の財源とするもので、30節、過疎対策事業債450万円の減額は、過疎対策事業債を充当している対象事業の費用減額によるものです。

これで、議案第57号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 議案第58号、令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和5年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,521万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,315万3,000円とするものです。

歳出を御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、12節、委託料は、出産する被保険者の国民健康保険税の免除措置に対応するためのシステム改修費191万4,000円を補正するものでございます。

次に、10款、保険給付費、10項、高額療養費、5目、一般被保険者高額療養費、18節、負担金補助及び交付金は、本年度末までの高額療養費の見込額に対する不足額1,300万円を補正するものでございます。

30款、保健事業費、3項、保健事業費、10目、保健衛生普及費、1節、報酬費から4節、共済費までの補正は、会計年度任用職員2名分の給与改定に伴う総額30万円の補正でございます。

次に、歳入の御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

25款、県支出金、10項、県補助金、15目、保険給付費等交付金、5節、普通交付金1,300万円及び10節、特別交付金221万4,000円は、歳出分に対しての交付金でございます。

40款、繰入金、5項、一般会計繰入金、5目、一般会計繰入金、17節、産前産後保険税繰入金4万円は、出産する被保険者の国民健康保険税の免除相当分の繰入金でございます。

45款、繰越金、5項、繰越金、10目、繰越金、5節、その他繰越金4万円の減額は、繰入れの超過分を調整するものでございます。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 議案第59号、令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

令和5年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり定めるた

め、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,950万9,000円とするものです。

歳出を説明いたします。

7ページをお願いいたします。

5款、総務費、5項、総務管理費、5目、一般管理費、12節、委託料132万円は、令和6年度からの第9期介護保険事業制度改正に伴うシステム改修費用となります。

5款、総務費、5項、介護認定調査会費、5目、認定調査費、1節、報酬40万円、3節、職員手当等4万円、4節、共済費3万円の補正は、会計年度任用職員3名分の今年4月に遡る給与改定に伴う補正でございます。

次に、6ページにお戻りいただき、歳入を説明させていただきます。

15款、国庫支出金、10項、国庫補助金、15目、事業費補助金、5節、現年度分66万円は、歳出、5款、5項、5目、12節、委託料の2分の1の補助分を計上しております。

40款、繰入金、5項、一般会計繰入金、10目、その他一般会計繰入金、5節、事務費繰入金180万9,000円は、システム改修、会計年度任用職員給与改定等の歳出分についての計上でございます。

以上で、議案第59号についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） 議案第60号、令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

令和5年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,428万8,000円とするものです。

歳出を御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

15款、保健事業費、5項、健康保持増進事業費、10目、健康増進事業費、1節、報酬から4節、共済費までの補正は、会計年度任用職員2名分の給与改定に伴う総額35万円の補正でございます。

次に、歳入の御説明をいたします。

6 ページをお願いいたします。

20 款、繰入金、5 項、一般会計繰入金、5 目、事務費繰入金、5 節、事務費繰入金 35 万円は、歳出分についての計上でございます。

以上で、議案第 60 号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、白丸浩二君。

○建設下水道課長（白丸浩二君） 議案第 61 号、令和 5 年度氷川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について御説明いたします。

令和 5 年度氷川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1 ページを御覧ください。

第 2 条の収益的収入及び支出の補正につきましては、収入に 463 万 6,000 円、支出に 308 万 2,000 円を追加し、収入 6 億 3,385 万 6,000 円、支出 5 億 7,526 万 3,000 円とするものです。

2 ページを御覧ください。

第 3 条の資本的収入及び支出の補正では、支出に 155 万 4,000 円を追加し、2 億 9,757 万円とするものです。

なお、第 4 条、第 5 条及び次のページの第 6 条については、後ほど御確認をお願いいたします。

収益的支出の主なものについて御説明いたします。

6 ページを御覧ください。

1 款、公共下水道事業用、1 項、営業費用、4 目、総係費に 61 万 5,000 円を計上しています。これは職員給与等の改定に伴う補正となります。

また、3 項、特別損失、3 目、過年度過誤納還付金に 230 万 7,000 円を計上しています。これは受益者分担金の還付金として計上しています。

次に、収益的収入について御説明いたします。

5 ページを御覧ください。

1 款、公共下水道事業収益、2 項、営業外収益、2 目、他会計補助金に 150 万 1,000 円を計上しています。これは一般会計からの繰入金となります。

また、4 目、消費税及び地方消費税還付金に 313 万 5,000 円を計上しています。これは令和 4 年度分の消費税還付金となります。

次に、資本的支出について御説明いたします。

7 ページを御覧ください。

1 款、資本的支出、3 項、企業債償還金、1 目、建設企業債償還金に 155 万 4,000 円を計上しています。これは令和 4 年度分の借入金の元金となります。

これで、議案第61号、令和5年度氷川町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 議案第62号、指定管理者の指定につきまして御説明いたします。

氷川町立神峡公園条例第14条第1項の規定に基づき、氷川町立神峡公園の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

氷川町立神峡公園は、熊本県八代郡氷川町立神648番地4、立神峡里地公園管理運営協議会会長、高山登様を指定管理者とし、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間を指定するものでございます。

公募いたしまして、説明会には3団体の参加がありまして、申請されたのは3団体でありました。

氷川町指定管理候補者選定委員会におきまして、この3団体の評定を行い、適当と判断されましたので、指定管理者として指定するものでございます。

これで、議案第62号指定管理者の指定につきまして、御説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 農業振興課長、増住豪二君。

○農業振興課長（増住豪二君） 議案第63号を御説明いたします。

氷川町竜北物産館の指定管理者の指定について。

提案理由としまして、氷川町竜北物産館条例第14条第1項の規定に基づき、氷川町竜北物産館の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、氷川町大野875番地3、有限会社氷川町まちづくり振興会、代表取締役、藤本一臣を指定管理者とし、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、指定するものです。

氷川町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に規定する設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるとし、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行ったものです。

候補者選定委員会で審査し、適当と判定されましたので、指定管理者として指定するものです。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 議案第64号を御説明いたします。

竜北福祉センターの指定管理の指定について。

提案理由といたしまして、氷川町福祉センター等条例第15条第1項の規定に基づき竜北福祉センターの指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この施設は、氷川町島地651番地、社会福祉法人、氷川町社会福祉協議会会長、藤本一臣を指定管理者とし、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間、指定するものです。

氷川町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に規定する設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるものとして、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行ったものです。

候補者選定委員会で審査し、適当と判定されましたので、指定管理者として指定するものです。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 生涯学習課長、荒平健二君。

○生涯学習課長（荒平健二君） 議案第65号、氷川町公民館、宮原体育館の指定管理者の指定について御説明いたします。

提案理由としましては、氷川町公民館条例第16条第1項及び氷川町体育施設条例第12条第1項の規定に基づき、氷川町公民館と宮原体育館の指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称としましては、氷川町公民館、宮原体育館指定管理者、熊本県八代郡氷川町楯1239番地1、NPO法人スポーツクラブエスペランサ熊本、理事長、畑中道雄様を指定管理者として、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間を指定するものです。

公募いたしまして、応募されたのは、NPO法人スポーツクラブエスペランサ熊本、1団体でございました。

氷川町指定管理者選定委員会におきまして、評定を行い、適当と判断されましたので、指定管理者として指定をするものです。

以上で、議案第65号についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 諮問第2号について御説明をいたします。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所、熊本県八代郡氷川町宮原246番地11、氏名、山村博美、生年月日、昭和54年5月16日生まれでございます。

同氏は、平成30年度に氷川中学校PTA会長を歴任、あわせて、同校学校運営協議会委員に就任されております。また、翌年から宮原小学校学校運営協議会委員及び氷川町地域学校協働活動推進委員に就任され、現在に至っております。また、読み聞かせのボランティア活動を継続されております。

そのような活動を通して、お互いの人格や個性を尊重し、支え合うことの大切さを伝える人権擁護委員として適任と思われまますので、候補者として推薦してよろしいか議会の意見を求めます。

○議長（米村 洋君） 説明が終わりました。

ここで11時20分まで暫時休憩いたします。

-----○-----

午前11時08分

午前11時20分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。承認第5号について質疑ありませんか。吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 7ページで説明がありました、ペルー訪問に係る翻訳や会場使用料等について、議会を開く時間的余裕がなかったという理由で専決されていますが、事前に把握できなかったのでしょうか。それから、前回、ペルーに行かれた際には、通訳の費用を含めて30万円ぐらいで計上されていた気がするんですが、そこをもう少し説明してください。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 今回の専決につきましては、前回の補正5号で、ペルー訪問に係る予算を計上させていただいたところですが、その後、県と協議を進める中で、答礼昼食会への出席人数が増えることが予想されましたので、食糧費を増額することになりました。また、通訳の費用につきましては、前回まで行かれていた通訳の方が今回は行かれないため県と町とでそれぞれに手配することになり、現地の方へ依頼するための予算が必要となりました。さらに、車両の借上料につきましても、県と協議し、現地での移動に10人乗りほどの車両が必要となったため、計上しております。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 県との協議が固まっていなかったため、予算編成に間に合わなかったからということですね。

○企画財政課長（西村憲志君） はい。

○議長（米村 洋君） 他に質疑ありませんか。吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 15目、12節、委託料、ふるさと応援寄附金に関する経

費について4億円の増額が見込まれるため予算計上されていますが、経費については、返礼品と事務費を含めて50パーセント以内になることになっておりますが、それがこれだけ必要だということによろしいでしょうか。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、西村憲志君。

○企画財政課長（西村憲志君） 専決処分で4億円を増額しており、基本的には、この4億円の50パーセントが業務委託料となりますが、今回、令和4年度にいただきました御寄附の返戻分について令和5年度に跨っている部分があり、その令和5年度分に跨った分につきまして、実績で残り1億1,000万円程度を計上させていただきますところでございます。以上です。

○4番（吉川義雄君） 分かりました。

○議長（米村 洋君） 他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

次に、議案第45号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第46号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第47号について質疑ありませんか。吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 議案第47号は、議会議員の報酬引上げに関するものですが、合併前に戻すという説明がありました。氷川町特別職報酬等審議会でのような意見が出たのか、答申の内容をもう少しお聞かせいただけないでしょうか。また、報酬の額を元に戻すと言われましたが、旧竜北町の額に合わせてあります。宮原町の額にしなかったのはなぜですか。宮原町の方が少し高かったのですが、竜北町の方に合わせられた理由をお伺いします。

○議長（米村 洋君） 総務課長、増永光幸君。

○総務課長（増永光幸君） 氷川町の特別職報酬等審議会の審議内容について、概略を御説明させていただきます。11月7日に、委員8人中7人の出席をいただきまして、22日付けで答申をいただいたところです。

答申内容といたしましては、平成17年の本町誕生後、減額措置を行い、その後据置きとなっている給料及び報酬の額について、県内各町村及び類似団体、各町村の人口規模、それから、報酬額などのデータ、一般職の公務員の給与改定の推移、さらには、物価高騰等の社会情勢を考慮した上で、町議会議員と、町長及び副町長、教育長のその職務を踏まえて慎重に審議していただき、現行の給料及び報酬の額を

減額改定前の額に引上げ、期末手当の支給月数については、人事院勧告に合わせて、支給割合を0.1月分引き上げる改定を行うことが妥当という答申をいただいたところです。あわせて、先ほど申されました、元に戻すという表現について、元に戻すとは合併時の報酬に戻すという意味でございまして、合併協議等で定められた額等の審議については、この場での回答は控えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 答申は、物価高騰とかいろいろあって、妥当という意見が出たということですが、2町合併する前の竜北町と宮原町の報酬額について、議会議長は竜北町が31万3,600円、宮原町が31万8,000円、議会議員は竜北町が23万5,200円、宮原町は23万8,500円と、宮原町が若干高かったです。これを竜北町に合わせたのは何か理由があるのでしょうか。合併協議のときに、経費を抑えようとかいろいろな話がありまして、特例を使わずに議員の定数も減らしたことは財政的な理由もあったと思いますが、それらのことは審議会では話が出ませんでしたか。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 合併当時の話をされますけれども、その当時、吉川議員も議員をされていたと思います。合併協議の中で決定された事項でございまして、ここで論ずるべきものではないと思っております。そのときに、低い方に合わせて、氷川町の報酬額を決められた。先ほどおっしゃったように、本来ならば、大きい町になるわけですから、高い方に合わせても良かったんでしょうけれども、財政的なことを考慮して、そういった判断をされた。当時、西尾議員は合併協議会の事務局次長でしたが、皆さん方の協議で決められた金額であろうと思います。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 私は合併協議には入っておらず、議会は報告を受けるだけでしたから、当時、財政事情が大変なので低くやっていこう、頑張ろうということで決まったんだというのが私の理解です。物価高でみんなが困っている中で、町長も含め私たちは低い金額に抑えてやってきたわけですね。例えば、町長の給料で言えば、町長は4期目の14年ですが、これまでの給料を仮に竜北町の時の額で計算しますと、今の給料よりも総額で800万円近く多くなります。議会議員の報酬について、何人にも聞きましたところ、そんなに安いのかと言う人もいました。しかし、なぜ今、上げるのかと言う人もいらっしやいました。だから私は、報酬等審議会でも相当意見が出たんじゃないかと思って、その意見を聞きたいと思っていただけです。他に話すことがなければ結構ですけど。

○議長（米村 洋君） いいですか、吉川議員。

- 6番（吉川義雄君） はい。
- 議長（米村 洋君） 他に質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。
次に、議案第48号について質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第49号について質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第50号について質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第51号について質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第52号について質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第53号について質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第54号について質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第55号について質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第56号について質疑ありませんか。
〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
次に、議案第57号について質疑ありませんか。吉川義雄君。
- 4番（吉川義雄君） 18ページ、5目、児童福祉総務費、17節、備品購入費については子ども家庭センターの備品のことだと思いますが、102万6,000円の一般備品とはファイルキャビネットだけですか。先ほどはそういう説明だったと

思うのですが。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） 子ども家庭センターを宮原福祉センターに設置予定です。机等の備品につきましては、現在、福祉センターに全てありますので、それを利用して業務を行い、足りない備品として、ファイルキャビネット等を計上しております。他の備品は全てございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 今あるものを使われるのは結構なんですけど、ファイルキャビネット1台を102万6,000円で購入されるのかと聞いたんです。他にも買わなければならないものはたくさんあるでしょうということで聞いたんですが。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、岩本博美さん。

○福祉課長（岩本博美さん） ファイルキャビネットは5台です。それと、デジタルカラー複合機を1台です。以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか、吉川議員。

○4番（吉川義雄君） もう1点。

○議長（米村 洋君） どうぞ。

○4番（吉川義雄君） 20款、衛生費、5目、塵芥処理費、需用費の消耗品費795万7,000円を計上されているんですが、そのうち、指定ごみ袋を新たに作るため、533万8,000円が計上されています。ちなみに、どれくらい追加して作られる予定でしょうか。それを聞かせください。

○議長（米村 洋君） 町民課長、坂本哲也君。

○町民課長（坂本哲也君） ごみ袋につきましては、駆込み需要を想定いたしまして、大のごみ袋を16万5,200枚、中のごみ袋を8万1,600枚を予定して計上してございます。以上です。

○議長（米村 洋君） いいですか

○4番（吉川義雄君） はい。

○議長（米村 洋君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

次に、議案第58号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号について質疑ありませんか。吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 議案第62号は、指定管理者の指定であります。いくつかお尋ねをいたします。

応募は3団体からあったということですが、その中で立神峡里地公園管理運営協議会を選定された1番の理由は何でしょうか。選定後、3団体に対して、あなたのところは何点でしたと結果が通知されていますが、総得点数でもいいので、それをお聞かせください。

もう一つは、前回、9月議会で、私は公園の使用料金の徴収について取り上げました。条例に規定がなく、町も承認していない料金を設定して徴収したことを問題にしました。キャンセルすべきだ、返金すべきだという話もしましたが、この返金を町は確認されたのでしょうか。まず、この2点をお聞かせください。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） 指定管理委員会の審議会の委員長としてお答えをいたします。

総得点につきましては、現在、情報公開請求があっておりまして、その中で議論をしているところでございます。点数等につきましては、現在、本人には返してありますけれど、守秘義務の関係もございまして、今この場でお答えすることは出来ません。また明日、一般質問もあっておりますので、その中ではっきりお答えしたいというふうに考えております。

また、前回9月議会にてありました使用料金の返金につきましては、キャンセル料及び使用料の一部、全部につきまして、返金を確認しております。金額にしまして4万円弱でございます。以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） キャンセル料と水光熱費ですね。今、全額が返金されたことを確認したと言われましたが、手渡されたのでしょうか。どのように確認をされたのかお伺いしたいと思います。

それから、管理している団体の責任者は、水光熱費を以前から取っていたと証言していて、私は9月の議会でそのことも質問いたしました。そして、告発した団体だけではなく、それ以外からも以前から取っていれば、調べて、議会に報告してほ

しいと要求しました。議会に報告はありませんでした。これは調査をされたんでしょうか。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） 返金につきましては、現在の指定管理者から、現金で返金したというふうに聞いております。ただ、口頭ですので、それが振り込みかどうかまでは確認をしておりません。

もう一つ、議会への報告ということでありましたが、この件につきましては、9月議会終了後に、指定管理者との協議に基づきまして、業務監査を行っております。今回の12月議会で報告を予定しております、今おっしゃったので、この場で監査の結果につきまして御報告をさせていただきます。

まず、経理の状況です。平成4年度歳入歳出において、金銭出納簿及び利用料の徴収関係書類を確認し、損益計算書と差異がないか、まず行っております。

結果、金銭出納簿及び利用料の徴収関係書類等、損益計算書の差異は見られませんでした。月ごとに税理士さんに金銭出納簿、会計帳簿の書類が毎月提出をされておりました。

自主事業等の管理料として、1人当たり200円が徴収されております。これは確認をしております。

電気料の支出について、第1駐車場左岸側トイレ及び下水道圧送ポンプ分、年間約67万円を指定管理者が負担しておりました。

公益社団法人熊本県観光連盟による熊本県宿泊事業者による感染防止対策等支援補助事業に申請し、総額340万8,000円の事業に対し、255万6,000円が補助され、自己資金として85万2,000円が支給されておりました。

なお、経理等につきましては、現指定管理者が業務委託で受けた令和3年度4月から現在分までにつきまして、監査を実施しております。

次に、管理業務。

○4番（吉川義雄君） 議長、それはいいです。

○議長（米村 洋君） いいの。

○4番（吉川義雄君） いや、いいです。

○議長（米村 洋君） 副町長、それはいいということで、一旦終わります。吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 私が9月議会で問題にしたのは、管理者が、以前から取っていたと言ったので、この団体だけではなくて、他の団体からも取っていた可能性があるからです。取っていなかったら取っていなかったでいいんですよ。報告してもらえれば。私はそれを求めたんです。だから、その金銭のやり取りは、私はまだ調査をして、今後の問題として考えています。それから先ほど、キャンセル料と水

道光熱費を返したことを確認しましたという報告があり、現金でとありましたが、現金でありましたか。もう一度聞きます。現金ですか、間違いなく。どうやって確認できたんですか。何か証拠があるんでしょうか。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） 口頭ではございますが、指定管理者のほうから返金をしたと。先ほど申し上げましたとおり、現金というふうに聞いておりますけれど、口座振込等々のそこまでは確認しておりません。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 立神峡の問題は、確証がなければ大変なことになりますので、私はかなり詳しく調査をして、9月の議会でも質問をいたしました。そして、今回は、返金されたという話も聞きました。しかし、現金ではありません。これは、本人が相手方とメールのやり取りをしているんですよ。私はその写しをいただきました。だからなぜ、これだけ言うかということ、町がきちんと注意をして、指導してきたにも関わらず、この団体が、責任者が、町の指導を素直に受け入れなかったと。町が指導できなかった。それがここに表れているので、私は、町がきちんと確認してほしいと思っていましたが、相手が言った報告で確認したというのは駄目ですよ。指導ができないんじゃないかなということで、このことを聞いたわけです。議長からは基本的に質疑は3回と言われておりますので、何回も質疑をして申し訳ないんですが、そういうことをきちんと確認していただきたいということが1つ。そして、最後に、よければもう1点だけ質問させていただいていいですか。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 私は、なぜ町が聞き取りをしなかったのか。万が一、他の団体から取っていたことが後になって分かったら大変ではないですか。だから、それは町と指定管理を受けた人の信頼関係なんですよ。そこに気付かないと、今度また任せることはできますかということで、調査をしなかった理由だけ教えてください、最後に。

○議長（米村 洋君） 副町長、平逸郎君。

○副町長（平逸郎君） 先ほど監査業務を説明している際に、議員そのものが発言を中断させられています。管理業務の中で。

○議長（米村 洋君） 副町長、それは中断してもいいと思う。そういうことを言う必要はないと思うんだけど。

○副町長（平逸郎君） 失礼しました。

○議長（米村 洋君） 吉川議員、君がどこかの団体を連れてきて、余分な徴収をしているということで、確かに中に入ったと思うんだけど、4万円の過大な徴収をしているため返却するというので合意をしたと思うんだけど、その他に何かある

のかね。

○4番（吉川義雄君） 休憩して、止めてもらっていいですか。

○議長（米村 洋君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

午前11時50分

午前11時52分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） この指定管理者の指定については、委員会付託から本会議に変更になりましたので、3点ぐらいお伺いをしたいと思います。

その前に、3年前は前崎課長が点数を公表したのに、今回は開示請求があっているからということで点数を教えてもらえなかったことは、非常に残念だと思います。

私は、指導管理の点から今後のことも踏まえたところでお尋ねしたいと思うんですが、3点ほどお願いします。

今の公園管理は相変わらずです。管理棟周辺や遊歩道の草払い、トイレ清掃が行われていないという数多くの声を聞きます。これは、令和2年12月にも同様の質問がありまして、前崎課長が答えている部分を読みます。3年前のこの議会です。清掃の件は、契約の中で管理すべきと定めています。五百羅漢の遊歩道やログハウス付近のトイレの管理の不行き届きの苦情は宮原振興局にもあっておりまして、今後、そういった管理すべきところは、私と担当者で定期的に回って、施設の清掃管理を適切にするように指導をしていきたいと思っております。

これが本議会の中での質疑に対する前崎課長の答えでした。

そのあと、採決のときの清田産業建設厚生常任委員会委員長報告なんですけれども、この指定管理者の指定について、氷川町立神公園は以前と比べて清掃と管理が行き届いていないとの声を聞くが、町としての今後の方針を指定管理者にどう伝えているのかの質疑に対し、町の唯一の観光地です、今後もしっかり維持管理しながら、観光客と町民の憩いの場として利用していきたい。指定管理者には、仕様書に基づき、毎年度当初に、管理施設と業務内容を説明している。管理が行き届いていない部分の指導や来客者への適切な対応を今後も指導していきたいと答えました。この3年間、指導監督は行われてきましたか。まず1点、これをお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 今、御指摘いただきました指定管理者への指導監督という点につきましては、毎年3月に、4月1日からの管理について仕様書と協定書を確認いたしまして、施設の管理をお願いしているところです。ただ、前回の9月議会でもありまして、指定管理者にお任せしていたところもありました。

それ以降は、町が受けた苦情や報告をその都度、指定管理者に伝え、また、管理者と現地を確認しているところです。ただし、すぐに対応していただきたいところではありますが、宿泊客が多い場合は清掃にも時間を要しますので、すぐに対応できない部分もあるのが現状ですが、樹木の伐採等は管理者が定期的実施しているところです。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛君。

○2番（西尾正剛君） 米村議長が私の目の前で村上課長に電話をして、清掃ができていないと苦情があっているから徹底するようにと言ったことがありました。数日後、熊野座神社のトイレの清掃を見に行きましたが、行われていませんでした。なぜ、遊歩道の草払いやトイレの清掃ができないのか。担当課では指導管理の徹底が十分にできない事情が何かあるのではないかと。何か影響していることがあるのかもしれない。

それが、これは前崎課長の頃なんですけれども、以前、常任委員会の中での出来事をメモしていました。これはその際に前崎課長から聞いたことなんですけれども、総務文教常任委員会の6人の議員は御存じないかもしれません。指定管理者から担当課への事業報告は1か月に1回行われています。その報告の内容について、誤字や文章のくだりに修正をと担当者が判断し、朱書きで訂正して、指定管理者に持参したそうです。ところが、その修正指摘に対して指定管理者が激しく立腹したため、すぐに平副町長に電話をしました。そこで、平副町長から担当課への指示というのは何だったかという、何と、謝っとけば、ということでした。それで、前崎課長らは謝りに行ったところ、今度は、詫び状を出せと言われ、すぐに詫び状を作成して持参したところ、詫び状が活字だったことが気に食わなくて、手書きで出し直せと言われ、手書きして再び持参したそうです。それが、議長もしくは町長の耳に入って、取り戻せということで、詫び状は回収されたようです。自治体と指定管理者との間でこういった出来事があり得るのでしょうか。副町長がそういった姿勢ですから、謝っとけばということで、事なかれでやって、言ったもんですから、担当課というのはびくついて、碌な指導監督というのができないかと思えますよ。

私もこの本会議のときに質疑したんですけれども、3年前から立神峡の地区の人から苦情があり、私も見に行って、熊野座神社の前のトイレが汚い、管理棟周辺が汚い、遊歩道が草だらけと担当課に言い続けてきましたが、全く改善されていません。先ほどありましたが、指定管理者の管理業務仕様書には、公園及び施設の清掃の項目中、通年作業として毎週月曜日には清掃を行い、夏休み期間中には毎日点検を行えとありますが、全く仕様書どおりではありません。こういったトイレとか草むらに手が回らないのはシルバー人材センターとかに依頼すればいいのにと、片山議員と話したことがあったんですけれども、そういった依頼をするお金もつたい

ないのかどうか分かりません。指導監督はされていると思うんですけども、なぜできないのでしょうか。できていない管理者が再度申請して、最高得点だったという結果がどうしても私には理解できません。この点数の前段で、この評価のところで、施設の設置目的及び氷川町が示した管理の方針というところに、適否というものがあります。他の議員からもこの声は出たんですけども、何でそういった団体が適で、否にならんとだろわかねと。審査会をする前に、これは外すべきじゃなかったんだろわかねという声も他の議員から出ました。そういったこともあったんですけども。もう管理ができない、これから先のこととかもきちんと、リセットというのは変なんですけれども、どう管理していくのか注目していかなければならないと思います。3点目ですが、よろしいですか。

○議長（米村 洋君） いいですよ。

○2番（西尾正剛君） 3点目が候補者選定委員会の組織委員の件です。氷川町指定管理候補者選定委員会設置要綱第3条の組織の中では、委員のメンバーは副町長、総務課長、企画財政課長、総務振興課長、福祉課長、農業振興課長、生涯学習課長の7名です。申請が出された後、ヒアリングまでの期間で、現地の立神峡公園の状況を見に行かれましたか。見に行かれた方は手を挙げてもらってもいいですか。1人ですね。他は誰も見に行っていない。福祉課長の地元は立神でしょう。他の委員さんたちと比べても人一倍、愛着があると思うんですけども、見に行っていないということは、これまでの3年間の管理状況というのは仕様書どおりに行われていないということを、やっぱりそこは理解した上で評価をしなければならないと私は思うんですよ。総務省の自治行政局長から平成19年1月31日付で、指定管理者制度の運用についてというものが通知されています。この中で、指定管理者制度の運用についての留意事項というものがあるとは思いますが、それは、指定管理者の選定基準についても、管理を委託する施設の種類や管理状況の内容について、応じて適切な判断ができるよう選定委員に専門家等の参加を確保する必要がある。重要である。そういったことが記載されています。ですから、職員のみで選定委員ではなく、その状況に詳しい第三者の外部の人たちも入れたところで選考委員会を組織すべきかと思います。八代市は候補者選定委員会の結果をホームページですぐに見ることができます。八代市のホームページでは審査委員会の委員名簿から選定結果の集計表に至るまで全て出ています。つまり、氷川町は情報公開が八代市に比べて遅れているんでしょうけれども、集計表を公表することで、透明性が図られると思いますので、ぜひこれは御検討いただきたいと思います。他の点については明日、一般質問で詳しくお尋ねをしたいと思います。ありがとうございました。以上です。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 今、やりとりを聞いておりましたが、これまでもしっかりと

指導をやってきておりますし、ちゃんとできているところも多分にあります。一部を切り取って、していないんじゃないかという発言をされましたけれども、365日ずっと管理をお願いしてるわけでごさいます、私もちょいちょい行きます。管理しているかどうかを見たいからですね。そういった中で、以前よりもそれなりにきちんとやっていらっしゃると。それぞれの所感は違うと思います。これは駄目なんだ、駄目なんだ、駄目なんだというところもあるかもしれません。そこはまた、これからはしっかり指導を進めていきたいと思っておりますけれども、指導したことをちゃんとやっている部分も多分にありますので、その辺りはぜひ理解をいただきたいと思います。

おっしゃいましたとおり、立神峡は氷川町の大切な財産でございますし、今日は地域の皆さん方もたくさんおいででございますが、まさに地域の宝であろうと思っております。そういった意味では、これからは立神峡をしっかりと管理し、そして、多くの皆さま方に喜んでいただけるような公園にしていかなければなりません。実際、喜んでいらっしゃるお客様の声もたくさん聞きます。そういった声はなかなか表には出ませんが、良く管理されていて良かったねという声もあるわけでごさいますので、それぞれの意見を聞いた上で御判断をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 西尾正剛議員、吉川義雄君、指定管理について議会でも問題化しているわけだね、いろんな面で。村上課長、今後、立神峡公園の条例違反等々が発生したときはどうするのか、指定を取り消すのか、取り消さないのかということまで踏み込んで検討する余地があると思うね。議会の長として、それだけ意見をしておきたいと思えます。いいですか。御二人ともいいですか。返事はないけど、いいの。議会を代表して意見を言うておくよということ。

他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第62号を先議としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 御異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○4番（吉川義雄君） 私は本議案、議案第62号に反対の立場で討論をいたします。

質疑の中でもはっきりしましたが、条例にない利用料金の徴収、こういった一連

のことについて、私は指定されている団体は謙虚に反省をしていないと判断いたします。また、他の議員からも出されましたが、調べれば調べるほどいろんな問題が出てきます。一番驚いたのは、選定委員になっている課長が誰一人として現場を見ていません。各団体のプレゼンの中で写真を見せられたと思うんです。そういうものを見ても何も意見を出さない。適正にされたのか疑問に感じます。公の施設を管理するうえでは、町の条例をはじめ規則をしっかり守ること、尊重することが当たり前のことです。私はこれができていない団体に再度任せることはできないと思います。公の施設については、地方自治法で、普通公共団体は住民の福祉を増進する目的を持って、その利益に供するために施設を設けるとあります。町は住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的な取扱いをしてはならないとなっています。利用料金を告発した団体、1団体だけで、調査もされませんでした。1団体だけにそういうことをしたのならば、法のもとの平等にも反するわけです。私は、その点では本当に残念でなりません。また、先ほど西尾議員も言われましたが、総務省が出している指定管理者制度の運用上の留意点というものがあります。これには各自治体からお尋ねしたいことが全部載っているわけですが、これを読まれたのでしょうか。読んだ上で行われたのでしょうか。公の施設の管理業務を指定管理者に行わせようとする場合には、住民等の理解を十分に得ることが重要である。また、指定管理者の選定過程については、評価項目、配点が不明確であることの選定委員会の在り方について課題が生じているケースがあるんだと。だから、このような中で指定管理者の選定については、公正かつ透明性が確保される手段をとりなさいと。これが特に求められていますとなっているわけです。その点で、私は今回の町の判断は誤りだというふうに思い、反対をいたします。

○議長（米村 洋君） 他に討論ありませんか。上田健一君。

○9番（上田健一君） 私はこの議案に賛成の立場で討論いたします。この議案は、氷川町公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、町の選定委員会で適正適切かつ厳正な審査により選定されたものと思います。このため、何の問題もないと思われしますので、これを賛成討論といたします。

○議長（米村 洋君） 他に討論ありませんか。木下厚君。

○3番（木下 厚君） 私も賛成の討論をいたします。

私は指定管理者候補者選定委員会の決定を尊重したいと思います。インバウンドの需要の取り込みなど、これまでの経験を生かして、観光面において期待を持たれます。運営面において課題もあったようですが、今後はこれまで以上に担当課との連携や相談を密にして、適切な管理運営がなされることを切に願ひまして、私の賛成討論といたします。

○議長（米村 洋君） 他に討論ありませんか。飯田健二君。

○1番（飯田健二君） 私は今回の件に関しまして、少し条件付きではございますけれども、賛成の立場で討論させていただきます。多方面からいろいろと聞いてまいりまして、今回の一連のことをしっかりと考えてみますと、一番の原因は、これまで、指定管理者に課題や問題が起きたときに即時、即決で行政が指導をしてこなかったこと、また、指定管理者は社長ではございません。あくまでも、みんなの税金を投入して、景観維持や環境整備をし、町の観光資源として最大限に力を発揮していただける方に委託するもので、それを認識させることができていなかったことが問題であったと捉えました。よって、今回、審査しました行政と選考委員の皆さまは、任命した以上、その期間に問題や課題が起きたときは、即時注意、指導をし、それでも改善されなければ、勧告指導、それでも改善されなければ、指名解約といった厳しい措置をする責任と覚悟を持って、指定管理者と向き合っていかなければならないと思います。そして、このような事案が起きないように、選考委員は指定管理者とこれまで以上に連携を密に図って、担当の地域振興課長だけではなく、課長みんなで連携を図っていただいて、また、現場の状況を熟知した上で、何を言われても公平で公正な判断だったと言える体制を、これまで以上に作ってください。公平とは英語でフェアと言います。フェアはフェアプレーのフェアです。また、ラグビーではノーサイドという言葉がありますが、その意味をしっかりと考えていただきたいと思います。以上の条件付でございますけれども、町の重要な観光資源ですので、議員としても、今後3年間の管理体制や運営面において、しっかり監視する必要がありますと思います。冷静な判断で可決されることをお願いして、賛成討論いたします。

○議長（米村 洋君） 吉川議員が納得していないかもしれないけれど、議長からも再度、執行部に対して、立神公園条例に違反する行為があったら措置をなさいと指導する。その辺のところも議会を代表して言っている。村上課長、今後、議会の総意と思って、頭の中に入れて、管理体制をしっかりとさせていただきたいと思えますね。いいでしょうか。

他に討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立多数です。したがって、議案第62号は可決されました。

次に、議案第63号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第63号を先議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 御異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第63号は可決されました。

次に、議案第64号について質疑ありませんか。これで質疑を終わります。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号を先議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 御異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第64号は可決されました。

次に、議案第60号について質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第64号を先議したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 御異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 討論なしと認めます。

これから議案第65号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米村 洋君） 起立全員です。したがって、議案第65号は可決されました。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第5号から議案第61号までは、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 御異議なしと認めます。したがって、承認第5号から議案第61号まで議案付託表のとおりそれぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

—————○—————

散会 午前12時19分